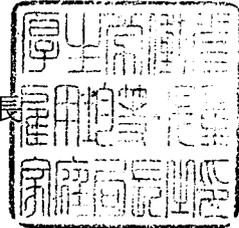


雇 児 発 0724 第 6 号
平成 26 年 7 月 24 日

各 位

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律」等の周知について

雇用均等行政の推進につきましては、平素より格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 27 号。以下「改正パートタイム労働法」といいます。）が平成 26 年 4 月 23 日に公布され、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成 26 年厚生労働省令第 85 号）、「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針の一部を改正する件」（平成 26 年厚生労働省告示第 293 号）とともに、平成 27 年 4 月 1 日から施行されます。

改正パートタイム労働法は、短時間労働者の均等・均衡待遇の確保を推進するとともに、納得性の向上を図ることにより、我が国の経済発展に大きな役割を果たす短時間労働者の働きに応じた公正な処遇を実現していこうとするものです。

つきましては、改正パートタイム労働法等の趣旨及び内容が貴傘下団体、会員等に広く周知されますよう特段の御配意・御協力をお願い申し上げます。

なお、改正パートタイム労働法等に係るリーフレット等資料については、パート労働ポータルサイト (<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>) に掲載しておりますので、併せて周知方よろしくお願い申し上げます。

【連絡先】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

短時間・在宅労働課均衡待遇推進室（担当：大川）

〒100-8916 千代田区霞が関 1-2-2

TEL：03-5253-1111（内線：7869）

FAX：03-3502-6764